

## 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の共通審査基準

審査項目	基準
1 事業計画との整合性	子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に適合すること。
2 事業者の適格性	<p>設置者が次の要件（設置者が学校法人又は社会福祉法人である場合は(4)の要件のみ）に適合すること。</p> <p>(1)「札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」に適合する設備又はこれに要する資金及び認定こども園の施設の経営に必要な財産を有すること。</p> <p>(2)認定こども園を運営するために必要な知識又は経験を有すること。</p> <p>(3)社会的信望を有すること。</p> <p>(4)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号に掲げる欠格事由に該当しないこと。</p>
3 設備	「札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」第2章に定める設備に関する基準に適合すること。
4 運営	「札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」第3章に定める職員に関する基準及び第4章に定める運営に関する基準に適合すること。
5 資金計画	当初自己資金及び借入金償還財源等が寄附等の方法により確保・確約されていること。
6 設置主体の事業実績	<p>〔既存法人〕 近年の監査指摘状況で重大な問題がないこと。 また、過去の法人運営及び事業運営において重大な法令違反又は悪質な事案があると認められ、その結果として行政処分若しくは行政指導を受けていないこと。ただし、著しく改善が図られているものについてはこの限りでない。</p> <p>〔設立希望者〕 札幌市社会福祉法人設立認可審査会の幹事会で認可の方向性が示されていること。</p>
7 準備状況	整備計画（主旨・事業内容・資金計画等）について理事会、取締役会又は設立準備委員会の議決を経ていること。